

令和2年4月1日から工事の成果品及び委託業務の成果品について、電子納品化を試行します。

対象工事等について

令和2年4月1日以降に予定価格を積算し、競争入札（総合評価方式を含む。）により契約を締結する工事（建築工事並びにそれに附帯する設備工事等も含む。）及び工事に係る委託業務

対象金額について

電子納品の対象となる工事及び委託業務の金額は、次のとおりです（金額は設計金額）。ただし、建築委託の設計図、小額工事を除く建築工事の竣工図、土質調査の成果品は、金額に関わらず電子納品の対象です。

工 事	委 託
試行期間 令和2年度：1億円以上 令和3年度：5,000万円以上 令和4年度：1,000万円以上 （2,500万円以上）※	試行期間 令和2年度：50万円以上
本格期間 令和5年度：1,000万円以上 （2,500万円以上）※	本格期間 令和3年度：50万円以上
※（ ）は企業局水道・ガス	

対象項目について

電子納品の対象項目は、次のとおりです。

工 事	委 託
図面、完工写真などすべて ※建築工事の写真は対象外 ※企業局水道・ガスは完工写真のみ	基準点成果、設計データなどすべて
大津市電子納品ガイドライン[工事編]	大津市電子納品ガイドライン[委託業務編]
大津市電子納品ガイドライン[営繕編]	

※試行期間中は、工事・委託業務とも電子成果品と紙ベースの成果品の両方を納品していただきますので、ご協力をお願いいたします。